

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【公開番号】特開2016-175983(P2016-175983A)

【公開日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2016-058

【出願番号】特願2015-56511(P2015-56511)

【国際特許分類】

C 0 9 K 15/22 (2006.01)

C 1 1 B 11/00 (2006.01)

A 2 3 D 9/00 (2006.01)

A 2 3 L 3/3526 (2006.01)

A 2 3 L 3/3481 (2006.01)

【F I】

C 0 9 K 15/22

C 1 1 B 11/00

A 2 3 D 9/00

A 2 3 L 3/3526

A 2 3 L 3/3481

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月4日(2017.7.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スフィンゴイド塩基構造を有する化合物のアミノ基とカルボニル化合物のカルボニル基とが結合した構造を有するアミノカルボニル化合物を有効成分とする酸化抑制剤。

【請求項2】

前記カルボニル化合物が、アルデヒド類、ケトン類、エステル類、脂肪酸類から選択される化合物である、請求項1に記載の酸化抑制剤。

【請求項3】

前記カルボニル化合物が、プロパナール、プロペナール(アクロレイン)、2-ヘキセナール、2-ペンテナール、2,4,7-デカトリエナール、2-ブチナール、2-ブチルフラン、アセトアルデヒド、4,5-エポキシ-2-ヘプタナール、ブタナール、オクタン酸メチル、9-オキソノナン酸メチル、3,6-ノナジエナール、2,4-ヘプタジエナール、ヘキサナール、2-ヘプテナール、ヘプタナール、ノナナール、ペントナール、オクタナールよりなる群から選択される化合物である、請求項1に記載の酸化抑制剤。

【請求項4】

前記カルボニル化合物が、2-プロパノン、2-ブタノン、2-ペンタノン、2-ヘキサノン、2-ヘプタノン、2-オクタノン、2-ノナノン、3-オクテン-2-オンよりなる群から選択される化合物である、請求項1に記載の酸化抑制剤。

【請求項5】

前記カルボニル化合物が、10-オキソ-8-デセン酸メチル、ヘプタン酸メチル、10-オキソデカン酸メチル、ノナン酸メチル、8-オキソオクタン酸メチル、オクタン酸

メチル、9 - オキソノナン酸メチル、フランオクタン酸メチル、2,4 - オクタジエン - 2 - オン、13 - オキソ - 9,11 - トリデカンジエン酸メチル、ヘプタン酸、オクタン酸、ノナン酸よりなる群から選択される化合物である、請求項1に記載の酸化抑制剤。

【請求項6】

前記スフィンゴイド塩基構造を有する化合物が、ジヒドロスフィンゴシン、スフィンゴシン、N,N - デミチルスフィンゴシン、フィトスフィンゴシン、4 - スフィンゲニン、8 - スフィンゲニン、4 - ヒドロキシ - 8 - スフィンゲニン、4,8 - スフィンガジエニン、9 - メチル - 4,8 - スフィンガジエニン、4,8,10 - スフィンガトリエニン及び9 - メチル - 4,8,10 - スフィンガトリエニンよりなる群から選択される化合物である、請求項1～請求項5のいずれかに記載の酸化抑制剤。

【請求項7】

請求項1～請求項6のいずれかに記載の酸化抑制剤を配合してなる油脂。

【請求項8】

前記酸化抑制剤の配合量が1ppm以上である、請求項7に記載の油脂。

【請求項9】

請求項7又は請求項8に記載の油脂を含有する飲食品。